

生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

1 計画の趣旨

本市では、これまで令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした生駒市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画において「住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく安心して暮らせるまち いこま」を基本理念に掲げ、「地域包括ケアシステムの推進」、「健康づくりから介護予防と生活支援の推進」、「生きがいづくりや社会参加の促進」、「認知症施策の推進」及び「持続可能な介護保険制度」を基本的方針として、事業を進めてきました。

次期計画期間である令和6年度から令和8年度中には、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を迎えることとなること、また、全国的にも2040年頃には高齢者人口がピークを迎え、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加することが予想され、一方、生産年齢人口が急減することが見込まれることから、これまで以上に、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの推進・深化や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上などが求められます。

それらのことから、これまでの関連施策の取組状況やその分析による今後の課題、各種調査に基づく高齢者や介護事業所等を取りまく実態や意識などを踏まえて、引き続き、「住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく安心して暮らせるまち いこま」を基本理念として、「生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の根拠等

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、それぞれ策定が義務付けられている。また、この2つの計画は、各法において「一体のものとして作成されなければならない」とされています。

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度の3年間

4 計画の策定体制

本計画は、生駒市介護保険運営協議会の他、各種アンケートなど、市民や関係機関・者の参画により策定します。

(1) 生駒市介護保険運営協議会の開催

生駒市介護保険運営協議会においては、学識経験を有する者、保健医療福祉関係者、被保険者、介護サービスの利用者の家族等に委員を委嘱し、計画内容について協議をしていただきます。

(2) 各種アンケート等の調査の実施

本計画策定にあたっては、各種アンケート調査等の実施より、本市における高齢者の現状及び介護保険サービスの利用状況について総合的に把握します。(5を参照)

(3) パブリックコメントの実施

市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と意見に対する考え方を公表する制度で、本計画では、令和5年12月中旬から令和6年1月中旬に実施する予定です。

5 各種アンケート等の調査

調査名	主な内容・目的	対象・(予定)調査数	実施方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	生活状況や介護予防、健康増進に対する意識、利用意向などを中心に、高齢者一般の現状及びニーズを把握する。	令和4年10月1日現在、65歳以上の高齢者(要介護認定1~5を受けている方を除く) 3,000人	無作為抽出 郵送
調査時期	令和4年12月		調査終了
在宅介護実態調査	高齢者の適切な在宅生活の維持と介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。	要介護(支援)認定を受けている方 800人	無作為抽出 認定調査員による聞き取り及び郵送
調査時期	認定調査員による調査：令和4年12月~令和5年4月 郵送による調査：令和5年5月		調査中
介護事業所調査 ※資料7を参照	市内事業所における介護人材等の状況把握と、人材確保支援の方策等を検討する。	市内全介護保険事業所及び従事者 介護サービス事業所 123事業所 居宅介護支援事業所 27事業所 地域包括支援センター 7センター 各事業所従事者 2,200人	全数調査 郵送
調査時期	令和5年6月		調査準備中
在宅医療・介護連携に関する調査	在宅医療の実施状況及び地域包括ケアの推進体制などに対する現状や意向を把握する。	市内医療機関 95箇所	全数調査 郵送
調査時期	令和5年5月		調査終了